

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（案）
に関する御意見の募集について

令和5年8月2日
厚生労働省医政局看護課

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（案）について、
下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和5年8月2日（水）～令和5年8月10日（木）（必着）

2. 御意見募集対象

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（案）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント:意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント:意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局看護課宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。